

マネジメントシステム認証機関
の認定の補足手順
—航空宇宙品質マネジメントシステム—

JAB MS201:201~~3~~4 (Draft 1.1)

第~~3~~4版：201~~3~~4年~~4~~mm月~~1~~dd日
第1版：2012年4月2日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	4
2. 関係文書 (Related documents)	4
2.1 引用文書 (Normative documents)	4
2.2 認定の一般基準	4
2.3 認定の固有基準及び指針	4
2.4 認定の固有手順	4
2.5 認定の規則	4
2.6 関連文書 (References)	4
3. 用語の定義	5
4. 全般	5
4.1 言語	5
4.2 認定の授与	5
4.3 認定の基準	5
4.4 認定の有効期間	5
4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用	5
4.6 認定に関する異議申立て及び苦情	5
4.7 機関における重要な変更の通知	5
4.8 機密保持	5
4.9 認定に関する料金	6
4.10 審査工数	6
4.11 合同審査	6
4.12 国外認定審査	6
4.13 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP)	7
4.14 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査 技法 (CAAT)	7
5. 認定の申請	7
5.1 申請の条件	7
5.2 認定申請書類の提供	7
5.3 認定申請書の受領	8
5.4 認定申請に関する公表及びコメント受付	8
5.5 申請の受理	8
5.6 申請の有効期限	8
6. 審査の準備	8
7. 認定審査の実施	8
7.1 書類審査	8
7.2 認定審査計画の通知	8
7.3 事務所審査及び事業所審査	8

7.4 立会い	8
7.5 認定審査を継続できない場合	9
8. 審査報告	9
9. 認定に関する決定及び認定の授与	9
10. 認定審査プログラム	9
11. サーベイランス	10
12. 更新審査	10
13. 臨時審査	10
14. 認定の拡大	10
15. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小	10
16. JRMCによる本協会に対する一時停止及び取消し	12

マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順 －航空宇宙品質マネジメントシステム－

1. 適用範囲

この手順は、JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステムの認証（以下、「JIS Q 9100 認証」という）に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、「機関」という）が、JAB MS101 に基づいて公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）の認定審査及び認定を受けるための手順を規定したものである。

この手順に規定のない事項については、JAB MS200 に従わなければならない。

2. 関係文書 (Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版（追補を含む）を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書 (Normative documents)

JAB MS200 の 2.1 による。

2.2 認定の一般基準

JAB MS200 の 2.2 による。

2.3 認定の固有基準及び指針

次に掲げる文書を、機関に対する認定の固有基準として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS101 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準
－航空宇宙品質マネジメントシステム－

2.4 認定の固有手順

この文書を、機関に対する認定の固有手順として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

2.5 認定の規則

JAB MS200 の 2.4 による。

2.6 関連文書 (References)

JAB MS200 の 2.5 による。

備考：この手順の 4 以降の本文に対応する SJAC 9104-1 の条項番号及び／又は IAQG 発行の 9104-1 FAQ の条項番号を【 】で囲んで表示している。

3. 用語の定義

用語の定義は、JAB MS100、JAB MS101、JAB MS200 による。

4. 全般

4.1 言語

JAB MS200 の 4.1 による。

4.2 認定の授与

JAB MS200 の 4.2 による。

4.3 認定の基準

JAB MS200 の 4.3 による。

4.4 認定の有効期間

JAB MS200 の 4.4 による。

4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用

JAB MS200 の 4.5 による。

4.6 認定に関する異議申立て及び苦情

JAB MS200 の 4.6 による。

4.7 機関における重要な変更の通知

JAB MS200 の 4.7 による。

4.8 機密保持

JAB MS 200 の 4.8 によるほか、次による。

本協会は、航空宇宙審査登録管理委員会（以下、「JRMC」という）の認知を受けるため、機関の JIS Q 9100 認証に関する認定の決定を JRMC に通知するものとする。【5.3 d)】

本協会は、JAB MS101 に従って運営している機関に対して授与した認定に関する情報を OASIS (Online Aerospace Supplier Information System) データベースに英語にて登録するため、日本航空宇宙工業会 (SJAC) に当該情報を提供するものとする。OASIS に登録する情報には、次を含む。【5.3 g)】

- a) 機関の JIS Q 9100 認証活動を行うための全般的な責任をもつ単一の事務所(以下、「事務所」という)
- b) 機関の連絡先の情報
- c) 認定の対象となる航空宇宙品質マネジメントシステム規格

また、航空宇宙審査員の力量の問題が特定され、JRMC、本協会及び／又は認証機関が適切であると判断した場合、本協会による組織審査立会結果及び関連するデータを、該当する審査員の資格証明に責任がある審査員資格証明機関と共有するものとする。【5.3.5、9 c)】

4.9 認定に関する料金

JAB MS200 の 4.9 による。

4.10 審査工数

JAB MS200 の 4.10 によるほか、次による。

事務所審査の工数は、JAB MS200 付表 3 に示す工数に表 1 の工数を追加する。

表 1 事務所審査に追加する工数

機関によって認証された JIS Q 9100 に係るサイトの数*	事務所審査工数
1- 250	追加工数なし
26-50	+ 0.5 人日
51-150	+ 0.51 人日
151-500	+ 1.5 人日
501-3200	+ 12.50 人日
3201 以上	別途に計画

* 認定審査計画時の OASIS データベースの情報による。

4.11 合同審査

JAB MS200 の 4.11 による。

4.12 国外認定審査

JAB MS200 の 4.12 によるほか、次による。

現地の認定機関が IAQG (International Aerospace Quality Group) によって認知されている場合、JAB MS200 附属書 A に基づき、本協会は、現地の認定機関に、下請負契約による認定審査業務の委託を行うか否かを決定する。【16.2、16.3】

下請負契約による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、JRMC、現地認定機関、及び機関に対して、すべての影響を受ける関係者による調整を図るため、当該業務に関する情報を提供するものとする。【16.3】

また、下請負契約による認定審査業務の委託を行う場合、本協会は、当該業務に対する責任をもち、現地認定機関が作成した審査報告書及び関連する所見をレビューするものとする。必要な場合、本協会は、機関とともに、本協会が当該業務を実施する場合と同様に、不適合となったすべての検出された事項を処理し、解決するも

のとする。【16.4】

4.13 先進的サーベイランス・再認証手順(ASRP)

JAB MS200 の 4.13 による。

4.14 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法(CAAT)

JAB MS200 の 4.14 による。

5. 認定の申請

5.1 申請の条件

JAB MS200 の 5.1 によるほか、次による。

- a) JAB MS101 に基づき JIS Q 9100 認証に関する認定を希望する認証機関は、本協会及び／又は IAF MLA に加盟している認定機関から JIS Q 9001 品質マネジメントシステム認証（以下、「JIS Q 9001 認証」という）に係る認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証活動の実績がなければならない。【6.1】
- b) 機関は、事務所の所在地を特定しなければならない。JIS Q 9100 認証活動についての設計、開発及び維持に関する機関の事務所の責任及び権限は、機関の事務所に雇用されている、又は直接契約している一人又は複数の要員を介さなければならない。機関は、この要員を正式に特定しなければならない。【5.3 b)】
- c) 自発的か否かに関らず、JIS Q 9100 認証に関する認定の取消し（以下、「（認定の）取消し」という）をされた機関は、取消しの日から最低限 12 か月間、JIS Q 9100 認証に関する認定のための再申請はできないものとする。
また、自発的ではなく、認定の取消しを受けた機関は、再申請を開始する前に、次を示す客観的証拠を有することを実証するものとする。【5.3.9、6.8】
 - 1) 修正及び是正処置のプロセスが実施されていること
 - 2) 取消しの原因となった認定の要求事項を遵守していること
- d) 機関は、JIS Q 9100 認証に関する認定の授与の決定が機関に対して行われる前に、いかなる JIS Q 9100 認証文書も発行しないものとする。機関は、本協会による JIS Q 9100 認証に関する認定を受けるまでは、JIS Q 9100 認証を発行することができないことを、機関が、組織に対して書面にて伝達することを確実にするものとする。また、機関は、認定申請書の提出に当たって、この書面を本協会に提出するものとする。機関がこれらの要求に適合しない場合、本協会は、認定の申請プロセスを打ち切ることがあるものとする。申請プロセスを打ち切った場合、本協会は、その打ち切りの理由、及び最小限 12 か月間、認定のいかなる申請も処理することができないことを機関に対して書面で伝えるものとする。【5.3 h)、6.2】

5.2 認定申請書類の提供

JAB MS200 の 5.2 によるほか、次による。

本協会が、日本国以外の国又は経済圏で認証活動を行っている機関から認定の申請を受けた場合、本協会は、その機関が認証活動を行っている国又は経済圏で運営する ICOP (Industry controlled other party) によって承認された認定機関を通じた認定を求めるよう、機関に対して推奨する。また、これに該当する申請を受けた場合、機関が認証活動を行っている国又は経済圏で運営している ICOP スキームで承認された認定機関に通知するものとする。【5.3 i)】

5.3 認定申請書の受領

JAB MS200 の 5.3 による。

5.4 認定申請に関する公表及びコメント受付

JAB MS200 の 5.4 による。

5.5 申請の受理

JAB MS200 の 5.5 による。

5.6 申請の有効期限

JAB MS200 の 5.6 による。

6. 審査の準備

JAB MS200 の 6.による。

7. 認定審査の実施

7.1 書類審査

JAB MS200 の 7.1 による。

なお、初回の認定審査について、以下を含むが、これに限定されない。【5.3.1】

- a) 機関の文書化されたマネジメントシステム
- b) 確立された力量の要求事項及び認定の要求事項に適合していることを示すその他の領域

7.2 認定審査計画の通知

JAB MS200 の 7.2 による。

7.3 事務所審査及び事業所審査

JAB MS200 の 7.3 による。

7.4 立会い

JAB MS200 の 7.4 による。

なお、初回の認定審査について、最低限、完全な JIS Q 9100 についての第 1 段階審査の 1 件及び第 2 段階審査の 1 件の組織審査立会を含む。【5.3.1】

7.5 認定審査を継続できない場合

JAB MS200 の 7.5 による。

8. 審査報告

JAB MS200 の 8.によるほか、次による。

なお、次は、JAB MS200 の関連する規定に優先するものとする。

認定審査において検出された不適合のすべてについて、不適合を指摘した日から暦日 90 日以内に、封じ込めされ、根本原因の分析を伴って成功裏に修正され、是正処置が実施され、認定審査チームによってレビュー、容認、検証されることを確実にするものとする。

なお、機関が、IAQG 9104-1 IDR 及び／又は SDR に対して、OASIS フィードバックプロセスを用いて、SJAC 9104-1 の明確化を要請した場合、OASIS を通した回答要請の提出から回答受領までの暦日は、暦日 90 日の期間に含めない。ただし、同じ事項に関する繰り返しの明確化については、暦日 90 日の期間に含めるものとする。

もし、暦日 90 日以内に上記の処置が完了しない場合、初回の認定審査においては、機関に対する書面による理由の伝達を含め、その後のプロセスを打ち切るためのプロセスを開始する。また、初回とは別の認定審査（サーベイランス、更新審査など）においては、認定を一時停止するプロセスを開始するものとする。【5.3.8、FAQ No.24】

9. 認定に関する決定及び認定の授与

JAB MS200 の 9.による。

10. 認定審査プログラム

JAB MS200 の 10.によるほか、次による。

本協会の認定審査プログラムには、最低限、次の審査活動を含むものとする。【5.3.3】

- a) 本部の少なくとも年 1 回の事務所審査（表 2 で規定する数のファイルのレビューを含む）
- b) 少なくとも、表 2 で規定する数の毎年の組織審査立会
- c) 前 a)及び b)について、機関の力量又は認定の要求事項への適合性に関する問題が本協会によって特定された場合には、力量及び適合性に関する確信が本協会によって得られるまで、機関への訪問数を増加する。

表 2 レビューするファイル及び組織審査立会の数

機関が認証した JIS Q 9100 のサイトの数*	毎年レビューする組織の最小限のファイル数	毎年の組織審査立会の数
1-3	組織のファイルすべて	1
4-25	3	1

26-50	5	1
51-90	6	2
91-150	7	2
151-280	10	3
281-500	11	4
501-1200	15	5
1201-3200	18	6
3201 以上	別途に計画	別途に計画

* 認定審査計画時の OASIS データベースの情報による。

認定審査プログラムでは、1 つの認定周期において、次の組織審査立会を含むものとする。【5.3.4】

- d) 認証周期のそれぞれの審査段階（第 1 段階、第 2 段階、サーベイランス、再認証）の最小限 1 件の立会い
- e) できる限り多くの異なる航空宇宙審査員への立会い

1 1. サーベイランス

JAB MS200 の 11.による。

1 2. 更新審査

JAB MS200 の 12.による。

1 3. 臨時審査

JAB MS200 の 13.による。

1 4. 認定の拡大

JAB MS200 の 14.による。

1 5. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

JAB MS200 の 15.によるほか、次による。

a) 認定の一時停止又は取消しに該当する事項

認定の一時停止又は取消しに該当する事項は次による。

なお、括弧内に、一時停止又は取消しのいずれに該当するかを示す。

- 1) JIS Q 9001 認証に関する認定が一時停止又は取り消された場合（一時停止又は取消し）【5.3.7 a)、6.3】
- 2) 機関によるマーク又はロゴの誤使用の場合（誤使用の内容に応じ、一時停止又は取消し）【8.6 i)】
- 3) 認定審査にて検出された不適合について、不適合が検出された日から暦日 90 日

以内に処置完了されない場合（8項参照）（一時停止）【5.3.8】

- 4) 要求された毎年の機関に対する審査が行われない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 5) 機関が SJAC 9101 に定義されている不適合の定義を正しく適用していない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 6) 機関が受けた不適合の原因を取り除くための検証可能な修正及び是正処置を実施していない場合（一時停止）【5.3.7 c)】
- 7) 機関が JAB MS101 9.1.2 に定めた要求事項に適合しない場合（取消し）【5.3.7 e)】

備考：上記の事象に該当した場合、即時に、認定の一時停止又は取消しのプロセスに着手する。

b) JRMC による認定の一時停止の勧告及び処置

JRMC は、本協会に対して、機関の認定の一時停止を勧告することができる。この勧告、その根拠となる証拠を受けた場合、本協会は、認定委員会にて、内容のレビュー、提供された証拠に対してとるべき処置を決定する。また、本協会は、本協会がとった処置及びそれに関連する決定事項を、機関及び JRMC に対して伝達する。このプロセスは、上記の勧告を受けた日から暦日 60 日以内に完了するものとする。

【5.3.7 d)】

c) 認定の一時停止又は取消しに伴う本協会の処置

認定の一時停止又は取消しの決定をした場合の本協会による処置は次による。

- 1) 認定の一時停止又は取消しに伴い、その事実を JRMC に 5 稼動日以内に通知し、10 稼動日以内に OASIS データベースをアップデートするように処置をとる。また、認定の取消しについては、その処置の理由とともに、IAQG に承認されている、他のすべての認定機関に伝達する。【5.3.7 b)】
- 2) 認定の一時停止が 3 か月の期間を超えた場合には、本協会は、JRMC にレビューを求める連絡をする。認定の一時停止は、一時停止の決定日から 6 か月を超えないものとする。6 か月以内に、認定の一時停止になった理由が解決されない場合には、本協会は、認定委員会において、認定の取消しに関する審議を行い、その処置の決定をする。【5.3.7 f)】

d) 認定の一時停止に伴う機関の処置

機関が、認定の一時停止を受けた場合、機関は、次の事項を確実にしなければならない。【5.3.7 e)】

- 1) 既存の及び申請中の組織のすべてに、一時停止の状態になったことと組織に影響を及ぼし得るいかなる結果も、機関が一時停止を受けた日から暦日 15 日以内に、通知する。
- 2) 要求されているサーベイランス及び再認証審査を継続して実施する。
- 3) 初回認証のための第 1 段階審査は実施しない。

- 4) 認証範囲の拡大は実施しない。
- 5) JIS Q 9100 認証の他の機関からの移転は受け入れない。
- 6) 認証の信頼性を確実にするために、一時停止期間中、いかなる組織への（新規又は再認証の）認証の発行に関する条件及び管理方法を定め、本協会から文書化した合意を得る。
- 7) 本協会及び／又は JRMC の要請に応じ、一時停止期間中に発行した（新規又は再認証の）認証すべての文書化されたリストを、本協会及び／又は JRMC に提供する。
- 8) 該当する場合、一時停止により、本協会が他に課す条件を忠実に守る。

e) 認定の取消しに伴う認証の扱い

認定の取消しに伴い、機関によって発行された JIS Q 9100 認証文書について、当該認証が JAB MS302 ほかの認定の要求事項に従って移転ができることを条件に、認定の取消しの日から最大 6 か月間、又は当該認証文書の有効期限のいずれか早い時点までに、他の機関へ認証の移転ができるものとする。【5.3.7 g)】

1 6. JRMC による本協会に対する一時停止及び取消し

JRMC は、本協会に対する承認を一時停止及び取消す権限をもつ。本協会が一時停止及び取消しを受けた場合の JIS Q 9100 認証などの扱いは、本項による。【15.3 a)】

a) 本協会が JRMC による一時停止を受けた場合にあっては、機関は、認証活動及び JIS Q 9100 認証について、その影響を即時には受けないものとする。【15.3 b)、15.3 c)】

b) 本協会が、JRMC による取消しを受けた場合、機関は、他の IAQG セクターのセクター管理委員会から承認された認定機関に認定を申請することができる。取消しから 6 か月の期間に、当該認定機関による認定が授与されない場合には、JRMC による機関に対する認知が取り消されるものとする。

なお、機関に対する JRMC の認知が取り消された場合、影響を受け得る JIS Q 9100 認証を移転することができるものとする。【15.3 b)、15.3 c)】

附則 2013~~4~~年 4 月 1 日付けにて、~~航空宇宙プログラム拡大審査については即日適用する。拡大審査以外の審査については、認定手順発行以降に立案する認定審査からには、第 4 版を適用する。~~

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。